

## 第二十六号

徳島県新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

徳島県新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十六条の規定に基づき、徳島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第二条** 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部長のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

**第三条** 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第二十三条第四項の規定に基づき、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

**第四条** 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

**第五条** 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

#### 提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、徳島県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。